

こうして活用『小学社会 6』

6年生教科書の効果的な活用に向けて

6年生の社会科を親しみやすい内容で導入

あっ、わたしの知っている選手が活躍している写真だ！



p. 6-7 ▶

1 ともに生きる暮らしと政治

オリンピック・パラリンピックから学ぶ

オリンピックとは、どのようなものなのでしょうか。6年生の社会科の学習をこれから進めるわたしたちは、オリンピックやパラリンピックを通して、どのようなことが学べるのでしょうか。考えてみましょう。

●オリンピックとは

オリンピックの起源は、今から約2800年前、ギリシャのオリンピアで始まった競技大会にさかのぼります。この競技大会は、西暦400年ごろには行われなくなりました。1894年、フランスの教育者であるクーベルタンは、オリンピックの復興を国際会議でよびかけました。そして、1896年に、第1回のオリンピック競技大会が開催されました。大会は4年ごとに開催することや、開催地を世界の大都市でもち回らすことも決められました。クーベルタンは、「スポーツを通して平和な世界を実現しよう」というオリンピックの基本となる考え方を示しました。また、オリンピックでは、「勝敗だけでなく、ルールを守って正々堂々と全力をつくす」というフェアプレーの精神が重視されます。

●パラリンピックとは

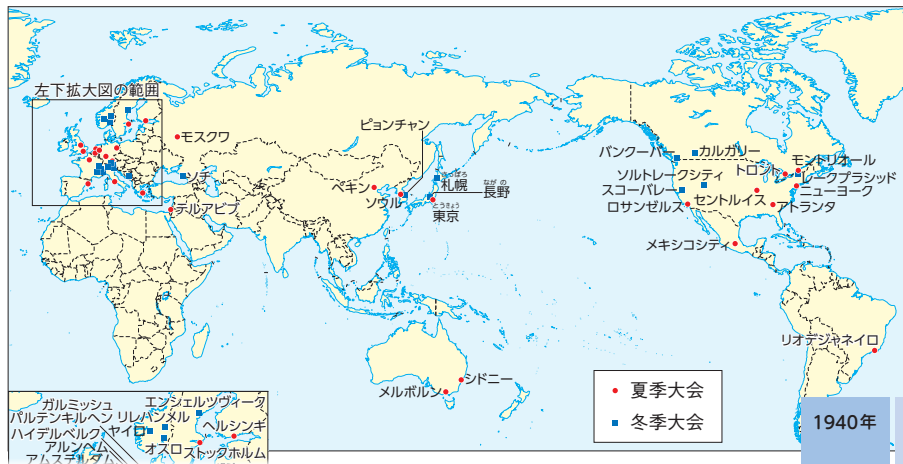
パラリンピックは、障がいのあるスポーツ選手たちの世界的な競技大会で、「もう一つのオリンピック」ともよばれます。パラリンピックの起源は、第二次世界大戦で負傷した兵士たちの治療の一つとして、病院の中で行われたスポーツ競技会にあります。この競技会をきっかけに、1952年に国際大会へと発展しました。1960年に開催されたこの国際大会が、第1回のパラリンピック競技大会であるとされています。

●オリンピックとパラリンピックの歴史

●オリンピックの歴史

●パラリンピックの歴史

●オリンピックとパラリンピックの歴史



オリンピックは、戦争で中止になったことがあるんだね。知らなかったな。おや、これまでの開催国が世界の一部の地域に集まっているのはなぜだろう？

◀▶ p. 8

- 1940年 戦争の影響でオリンピックを日本で開催することが取りやめになる
- 1944年 第二次世界大戦でオリンピックそのものが中止となる
- 1945年 開催が予定されていたオリンピックが第二次世界大戦で中止となる
- 1948年 第二次世界大戦が終わる
- 1948年 オリンピックが12年ぶりに開催される
- 戦争に敗れた日本の参加は認められなかった
- 1952年 開催されたオリンピックへの日本の参加が認められる
- 1960年 第1回のパラリンピック競技大会が開催される
- 1964年 日本(東京)で初めてオリンピック・パラリンピックが開催される

だれもが暮らしやすい世の中をつくっていかうとする日本国憲法や、その考え方は、どのようなものだろう？

◀ p. 11

官野さんの話

練習や試合が行われる体育館には、車いすに乗っていても利用しやすいように、さまざまな設備が整えられています。こうした設備が整えられていれば、障がいのある人だけではなく、お年寄りや小さな子どもを連れた人なども、施設を利用しやすくなります。

多目的トイレを利用する人

教育出版の6年生教科書『小学社会 6』の教材や構成には、子どもが社会科の学習に関心や意欲を高めながら取り組めること、また、「政治先習」へと改められた学習指導要領の趣旨をより実現しやすくすることをねらいとした特色があります。教科書の効果的な活用に向けて、それらの特色の一部をご紹介します。

政治から歴史の学習へ、単元を効果的につなぐ教材・資料

◀ p. 64-65 (歴史単元)

2 日本の歴史

おおよそ90年前

1929 (昭和4)年

今と90年前の写真を比べる

90年前の人たちは、政治に高い関心をもっていたんだね。でも、列に並んでいるのは、男性ばかりだよ。

さくらさんは、これまで学んできたような人々の暮らしの願いや政治のしくみのあり方が、どのように移り変わってきたのかを、昔にさかのぼって、調べてみたくなりました。

◀ p. 66 (歴史単元)

政治と歴史を関連づけながら学びを深められる、学年1冊の教科書

小学社会 6

歴史単元

政治単元

日本国憲法の三つの柱

国民民主権、基本的人権の尊重、平和主義

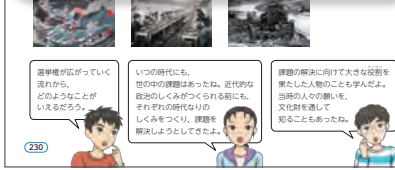
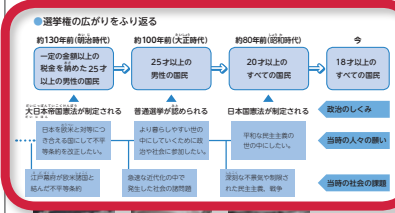
12ページも見てみよう

p. 218-219 (歴史単元)

p. 12-13 (政治単元)

歴史を学ぶ意味を考え、未来につなげよう

わたしたちは、選挙権の広がりに関心をもってこまやかに、歴史の学習を始めました。そして、人々の暮らしの願いや政治のしくみがありが、どのように変わってきたのかを調べてきました。評議や投票を行って暮らしていた大昔の時代から、平和で豊かな社会を実現するまでの日本の歴史を学んできた今、これまでの学習をふり返りながら、歴史を学ぶ意味について考えてみましょう。



●選挙権の広がりをふり返る

あつた数字で選挙権をもつたわたしたちは、社会の関わりを学んでいくと共に、歴史で学んだことを現在や未来にどのように生かしているでしょうか。学習をふり返りながら、歴史を学ぶ意味について考えてみましょう。



●意見文に書いて伝えよう

話したことをもとに、歴史上の人物やできごとから学んだ大事にしていきたいことを、意見文にまとめました。

●学びのてびき

歴史から学んだことを意見文に書く

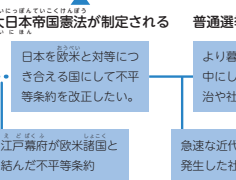
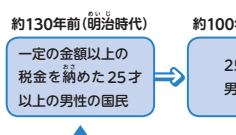
●次のことなどにふれながら意見をまとめよう。

●これまで学習してきたことは、今のわたしたちの暮らしとどうつながっているのか。

●歴史上の人物の考えやその人物が持ったこと、文化を通して知ることあるのか。

●自分、これから社会とどう向き合っていくと考えるのか。

●選挙権の広がりをふり返る



●歴史上の人物やできごとから学ぶ

あつた数字で選挙権をもつたわたしたちは、社会の関わりを学んでいくと共に、歴史で学んだことを現在や未来にどのように生かしているでしょうか。学習をふり返りながら、歴史を学ぶ意味について考えてみましょう。

●意見文に書いて伝えよう

話したことをもとに、歴史上の人物やできごとから学んだ大事にしていきたいことを、意見文にまとめました。

●学びのてびき

歴史から学んだことを意見文に書く

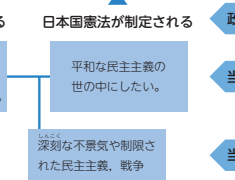
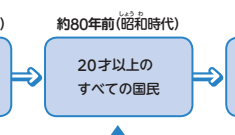
●次のことなどにふれながら意見をまとめよう。

●これまで学習してきたことは、今のわたしたちの暮らしとどうつながっているのか。

●歴史上の人物の考えやその人物が持ったこと、文化を通して知ることあるのか。

●自分、これから社会とどう向き合っていくと考えるのか。

●選挙権の広がりをふり返る



●歴史上の人物やできごとから学ぶ

あつた数字で選挙権をもつたわたしたちは、社会の関わりを学んでいくと共に、歴史で学んだことを現在や未来にどのように生かしているでしょうか。学習をふり返りながら、歴史を学ぶ意味について考えてみましょう。

●意見文に書いて伝えよう

話したことをもとに、歴史上の人物やできごとから学んだ大事にしていきたいことを、意見文にまとめました。

●学びのてびき

歴史から学んだことを意見文に書く

●次のことなどにふれながら意見をまとめよう。

●これまで学習してきたことは、今のわたしたちの暮らしとどうつながっているのか。

●歴史上の人物の考えやその人物が持ったこと、文化を通して知ることあるのか。

●自分、これから社会とどう向き合っていくと考えるのか。

6年生社会科の実践と教科書の効果的な活用

かま た かずひろ
鎌田和宏（帝京大学教授）

1 政治単元から始める

学習指導要領では、政治学習が第6学年の最初に位置づけられました。その背景には、2016年改正公職選挙法の施行による、18歳から投票できる選挙権年齢の引き下げがあげられます。およそ6年後に参政権をもつことになる子どもたちに政治学習の重要性を意識づけ、主権者を育成するためには意義深い変更といえます。これまで第6学年の単元構成は、歴史単元先習を前提とした政治単元、国際単元という配列でした。例えば日中戦争やアジア・太平洋戦争で多くの人命が失われたことを学習することで、その経験と反省から平和主義を原則とする日本国憲法が制定されたことが、とらえやすく構成できました。今回、歴史的な経緯については、あとで学ぶことから、それを補完する工夫が求められます。

さらに、政治学習の配列についても、かつての地方自治、国政、日本国憲法と国民生活の順から、日本国憲法、立法・行政・司法の三権と国民生活、国政・地方自治の順へと改められました。政治のしくみを学習するために、まず政治の根本や原則を定める日本国憲法を学び、それから国政・地方自治という順序は、すでに学んだ者にとっては総論から各論へと説明しやすくなったともいえますが、他方で、先にふれた歴史的経緯の補完と同様に、子どもにとって身近でわかりやすい教材開発が求められるようになります。

2 子どもの暮らしと政治をつなぐには

子どもたちの関心を日本国憲法へ向けるには、どのよ

うな学習展開が考えられるでしょうか。教育出版の6年生用教科書『小学社会6』では、子どもたちにとって身近で、興味をもちやすい「スポーツ」を取り上げました。これまでも国際単元において「日本と世界のつながり」という抽象的な概念をとらえさせるために、スポーツは有効な学習教材でした。教科書では、直近に行われたオリンピック・パラリンピック競技大会を、導入教材として位置づけました。オリンピックにはスポーツを通じて平和な世界を実現しようという人々の願いが込められており、パラリンピックは障がいのあるアスリートによる競技大会であることから、政治学習の入口としてふさわしい教材であると考えられます。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、パラリンピックに対する社会の関心も高まり、アスリート（パラリンピアン）たちに注目が集まりました。

教科書では、リオデジャネイロ・オリンピックに出場したウィルチェアー（車いす）・ラグビーの日本代表選手である官野一彦さんに取材協力をいただきました。官野さんの日常の様子を通じて、障がいのある人が不自由のないように暮らしていける背景には、だれもが暮らしやすい世の中の実現を希求する日本国憲法やその考え方があることに、子どもたちは気づきます。あわせて、2016年に施行された「障害者差別解消法」を取り上げ、この法律がどのように成立したのかについてふれながら、日本国憲法や政治のしくみをとらえていきます。これらをもとに、現代の日本社会に見られる課題と、それを解決するために行われている取り組みを通じて地方自



大日本帝国憲法の発布式。聖武天皇が内閣総理大臣に授けられました。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●国会が開かれる

国会開設を求める人々は、新しい政治のあり方を求めて、理想とする憲法案を発表しました。一方、政府は、伊藤博文を中心に、皇帝の権限が強いドイツの憲法などを参考にして、憲法づくりを進めました。この案は、国民に公開され、1889(明治22)年、明治天皇が国民にあたえるというかたちで、大日本帝国憲法として発布されました。こうして、日本は明治時代に入って22年で、憲法によって政治を進める近代国家のかたちを整えました。

この憲法では、主権は天皇にあり、天皇が大臣を任命し、軍隊を統率し、外国と条約を結ぶことができると定められました。言論の自由などの国民の権利も、法律で定められた範囲内で認められました。国会は、法律をつくらう予算を決めたりする権限をもつことと定められ

●伊藤博文(1841-1909年)

明治憲法に力をつくした政治家。伊藤は、憲法を制定するにあたって、ドイツの憲法を参考に、外国と条約を結ぶことができたことを定めました。言論の自由などの国民の権利も、法律で定められた範囲内で認められました。国会は、法律をつくらう予算を決めたりする権限をもつことと定められ

●伊藤博文(1841-1909年)

明治憲法に力をつくした政治家。伊藤は、憲法を制定するにあたって、ドイツの憲法を参考に、外国と条約を結ぶことができたことを定めました。言論の自由などの国民の権利も、法律で定められた範囲内で認められました。国会は、法律をつくらう予算を決めたりする権限をもつことと定められ

大日本帝国憲法(一部)



●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

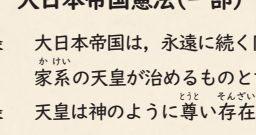
●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

大日本帝国憲法(一部)



●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

●大日本帝国憲法(一部)

第1条 大日本帝国は、永遠に続く同じ家系の天皇が治めるものとする。

第3条 天皇は神のように尊い存在であり、けがしてはならない。

第4条 天皇は、国の元首であり、憲法に従って国を統治する権利をもつ。

日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。

●日本国憲法 第1条より

天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権をもつ日本国民の総意にもとづく。